

## 第 1 2 回都区のあり方検討委員会幹事会 議事要旨

日 時 平成 2 0 年 5 月 2 9 日 ( 木 ) 午後 6 時 1 5 分から

場 所 東京区政会館 1 9 階 1 9 2 会議室

出席者 ( 都側 )

押元総務局長、中西総務局行政部長、和賀井総務局行政改革推進部長、真田財務局主計部長、中村知事本局自治制度改革推進担当部長、森総務局都区制度改革担当部長、西村総務局行政部  
区政課長

( 区側 )

山崎墨田区長、武井港区長、濱野品川区長、大山千代田区副区  
長、水島豊島区副区長、清正北区政策経営部長、志賀特別区長  
会事務局次長

### 会議の概要

( 1 ) 開会

( 2 ) 第 1 1 回都区のあり方検討委員会幹事会の議事要旨について

( 3 ) 具体的な事務配分の検討について

都側から具体的な事務配分の検討について資料説明の後、検討を行った。

< 都側から資料 1 「検討対象事務総括表」( 平成 20 年 5 月幹事会分 )、資料 2 「検討対象事務評価シート」の事業内容等の説明 >

○ 都側

資料 1 「検討対象事務総括表」については、前回の幹事会で、今後、検討対象事務が増えていくので、事務配分についての検討がしやすくなるような工夫をしていくこととなったが、本日のところはこのような形で資料を作成した。

また、その下に資料 2 として「検討対象事務評価シート」、「検討対象事務評価個票」、「検討対象事務の内容」が検討対象の項目ごとに連なっているが、これとセットになっている。

本日の検討対象事務は、「法律により一定の要件を満たす市が処理できることとされている事務で、特別区は一定の要件を満たす市には含まれていないもの」で、アの地方自治法に基づく 1 9 項目のうちの 9 項目に、前回検討した の事務のうち今回に送った 1 項目を加えた、1 0 項目になっている。

その数の増減について説明する。まず、1 9 項目を東京都の所管局別に言うと 1 6 項目が福祉保健局であり、3 項目が都市整備局である。福祉保健局関係の 1 6 事務については、一つひとつの項目の中には非常にたくさんの事務が含まれているため、今回、全部を検討することは無理であろうということで、5 月に 8 項目、6 月に 8 項目を検討するということで整理した。

次に都市整備局関係の 3 項目については、 - 1 9 「条例による屋外広告物に関する規制など屋外広告物の規制に関する事務」は今回検討することとしているが、

- 1 7 「土地試掘許可など都市計画に関する事務」、 - 1 8 「組合施行者に対する監督など土地区画整理事業に関する事務」は、建築確認に際し 1 万 m<sup>2</sup>で都と区

で役割分担をしている事務と密接に関わりがあるため、建築確認の事務について検討する7月に送るということで整理した。

さらに、資料1「検討対象事務総括表」の2頁、10の「 - 11（事務を特定する政令が定められていない）」であるが、この項目は、前回の検討で、事務を特定する政令が定められていないために事務の中身が確定していないので、後に送るとしたものであるが、内容的には屋外広告物法に関する事務であり、今回、9の「 - 19「条例による屋外広告物に関する規制など屋外広告物の規制に関する事務」と一緒に検討したという整理をすることとした。

<都側から資料1「検討対象事務総括表」（平成20年5月幹事会分）、資料2「検討対象事務評価シート」の都の評価についての説明>

○都側

資料1「検討対象事務総括表」で説明する。

1の - 2「民生委員の推薦など民生委員に関する事務」は、（1）「民生委員の定数等の決定及び委嘱・解職に関する推薦などの事務」と（2）「民生委員の指揮監督及び指導訓練に関する事務」の二つに分かれている。この事務は、民生委員候補者の審査の公平性の確保とか、あるいは民生委員の意見等に十分配慮する必要があるが、特別区が一定程度の規模になった場合を想定すると、これは区が行ってもいいのではないかとということで、いずれも「区に移管する方向で検討する事務」と整理した。

2の - 4の「保護施設設置など生活保護に関する事務」は、これも（1）「生活保護施設の設置の認可その他の監督指導及び費用の補助などの事務」と（2）「指定医療機関等の指定及び監督等に関する事務」の二つに分けている。これらについては、ある程度広域的な観点からの判断が求められる事務であると思うが、特別区の規模が一定程度以上になれば、そういったこともクリアできるだろうということで、「区に移管する方向で検討する事務」と整理した。

3の - 5「行旅病人等に関する費用弁償に関する事務」は、やはり特別区の規模が一定程度以上になれば財政面での安定性も一段と高くなるので、この事務について特別区がやることに問題はないだろうということで、「区に移管する方向で検討する事務」と整理した。

4の - 8「資金貸付など母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務」は、母子福祉資金の貸し付け等の事務であるが、これも前で述べた説明と同様の考え方で、「区に移管する方向で検討する事務」と整理した。

5の - 9「居宅生活支援事業届出受理など老人福祉に関する事務」は、これも（1）「居宅生活支援事業届出受理など老人福祉に関する事務」と（2）「老人福祉施設の届出受理など老人福祉に関する事務」の二つに分けている。これは、老人居宅生活支援事業の開始届等の事務、それから老人デイサービスセンター、老人短期入所施設等の設置届出等に関する事務ということで分けているが、これについても、先ほどの「保護施設設置など生活保護に関する事務」と同様の考え方で、ある程度広域的な観点からの判断が求められるだろうが、特別区の規模が一定程度以上になれば特別区で行うことができるということで、「区に移管する方向で検討する事務」と整理した。

6の - 10「指定養育医療機関の指定など母子保健に関する事務」は、これも前で述べた説明と同様の考え方で、「区に移管する方向で検討する事務」と整理をした。

7の - 13「墓地経営の許可など墓地・埋葬等の規制に関する事務」は、これも、内容的には先ほどの「行旅病人等に関する費用弁償に関する事務」で説明したものと非常に近似の事務であり、これについても先ほど述べた考え方と同様に「区に移管する方向で検討する事務」と整理した。

8の - 15「精神保健福祉センター設置など精神保健及び精神障害者の福祉に

関する事務」は、これより前の事務はいずれも指定都市だけでなく、中核市も行っている事務ということになっているが、この事務は、現在、政令指定都市には下りているが、中核市には下りていない事務ということで、広域性もそれなりにほかの事務よりも求められるという点もあり、さらに、精神科医の確保等専門性も要求されるということで、この事務については、区の規模が一定程度以上になったとしても、やはり都が一元的に行うのが効率の面でもいいのではないかとということで、「都に残す方向で検討する事務」と整理した。

9の - 19「条例による屋外広告物に関する制限など屋外広告物の規制に関する事務」は、都としては、大都市の一体性という観点から、大都市東京全体の景観についての保護といった観点を重視して、都が引き続き行うという考え方で、一部既に特別区が行っている部分はあるが、ここで取り上げている事務については、「都に残す方向で検討する事務」と整理した。

<区側から資料1「検討対象事務総括表」（平成20年5月幹事会分）、資料2「検討対象事務評価シート」の区の評価についての説明>

○区側

1の - 2「民生委員の推薦など民生委員に関する事務」の（1）「民生委員の定数等の決定及び委嘱・解職に関する推薦などの事務」は、実質的な事務は現在区が実施をしており、そういう意味で「区に移管する方向で検討する事務」という評価である。なお、法で規定されている費用の都負担分について区に移譲することについては、事務処理特例になじまないであろうということで、法改正が必要ではないかという判断である。もう1つの（2）「民生委員の指揮監督及び指導訓練に関する事務」も同様の評価である。

2の - 4「保護施設設置など生活保護に関する事務」は、区が実施している生活保護に関する他の事務と合わせて処理できるように「区に移管する方向で検討する事務」という評価である。これについても、法に規定されている都の費用負担については、区に移譲するには法改正が必要であろうという判断である。

3の - 5「行旅病人等に関する費用弁償に関する事務」は、区が実施している事務について都が費用負担をしているというものであり、事務の権能と費用負担を一致させるという観点から、費用負担についても「区に移管する方向で検討する事務」という評価である。ただ、これも費用負担に関するものであり、法改正が必要であるという判断である。

4の - 8「資金貸付など母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務」は、母子福祉資金の貸し付けについて、償還事務を含めて区が実施をしているということもあり、また、日常生活支援事業に対する監督等について、区が供与する日常生活支援と密接な事務であるということもあるので、「区に移管する方向で検討する事務」という評価である。これについても、母子福祉資金の貸し付けについての特別会計の設置とか、国庫借り入れ等の問題については、事務処理特例になじまないだろうということで、法改正が必要であるという判断である。

5の - 9「居宅生活支援事業届出受理など老人福祉に関する事務」は、（1）「居宅生活支援事業届出受理など老人福祉に関する事務」と（2）「老人福祉施設の届出受理など老人福祉に関する事務」の二つに分かれているが、区が各区の老人福祉計画、あるいは介護保険事業計画等との整合性に配慮して主体的に判断できるように「区に移管する方向で検討する事務」という評価である。

6の - 10「指定療育医療機関の指定など母子保健に関する事務」は、現在、区が実施している療育医療の給付事務、指定医療機関の指定に関する経由事務と合わせて、一連の事務を処理できるように「区に移管する方向で検討する事務」という評価である。

7の - 13「墓地経営の許可など墓地、埋葬等の規制に関する事務」は、これも、行旅病人等に関する費用弁償の規定を準用して、区が実施している事務につい

て、都が費用負担を行うというものが残されている事務であるので「区に移管する方向で検討する事務」ということだが、これについても費用負担の関係であり、法改正が必要ではないかという判断である。

8の - 15「精神保健福祉センター設置など精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務」は、この福祉センターの広域性とか専門性等を踏まえた対応を考慮する必要があると思うが、現在、区が実施している精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談指導の事務と合わせて、一連の事務を処理できるように「区に移管する方向で検討する事務」という評価である。なお、精神保健福祉センター自体の設置については、法改正も含めた検討が必要ではないかということであり、これについては、まだ詳細は詰めていないが、そういうような認識を持っている。

9の - 19「条例による屋外広告物に関する制限など屋外広告物の規制に関する事務」は、その下にある - 11「（事務を特定する政令が定められていない）」となっているところでは、特別区についても、法律上政令で定めるところにより権限の移譲が可能とされている事務で、まだ具体的な指定自体がないという事務である。現在、区が実施している違反広告物等の除却等の事務と合わせて、事務を処理することができるように「区に移管する方向で検討する事務」という評価である。なお、この事務について条例制定権という大きなものがあるが、条例制定権自体を区に移譲することについては、法改正が必要ではないかという判断である。

<資料1、資料2をもとに検討>

座長

説明について質疑を行いたい。

○都側

区側が説明した「精神保健福祉センターの設置などについて」のところで、法改正を含めた検討が必要という話があったが、そこをもう少し説明願いたい。

○区側

詰めた検討をしたわけではないが「センターの設置を都道府県に」と言っているものを、例えば法改正によらずに事務処理特例で区に下ろすことが果たしてできるのかという疑問があるということである。

○区側

都側の説明で、精神保健については効率性の観点からいかなものか、また、屋外広告物については一体性の観点からいかなものかという説明があった。それなりに意味は分かるが、実態の問題として、屋外広告物は事務処理特例によりほとんどの事務は特別区が担っている。あと東京都が行っている事務は審議会とか、そういったものが中心になっている。もしこれを区に移管するとすれば、具体的にどんな弊害があると考えているのか。

精神障害も、現実の問題として、我々は福祉・保健・医療という観点から、区では精神障害者に関する相談とか、あるいは精神障害者に対する様々な施策といったものを既に実施している。その上で、例えば効率性という観点のみで移管はいいかというような話になるとなかなか難しいと思うが、その辺をもう一度説明してもらいたい。

○都側

屋外広告物に関する規制については、23区の区域の市街地が連たんしている状況の中で、それぞれの区で違う規制が行われると、大都市としての一体性というか、全体としてのバランスのとれた景観が保てなくなる可能性があるのではないかとこの危惧がある。各区で連携をすればという考えもあるかと思うが、全部それでうまくいっているときはいいが、区と区で話がどうしてもつかない場合には対応が違って来る可能性があり、そうなったときに一体的な景観の保護が担保できなくなってしまうのではないかと考えている。

また、屋外広告業者の対応にしても、現在の体制であれば、都で登録すればそれ

で終わるが、それが各区に分かれてしまうと、業者にとっては非常に煩雑な話になってしまう。

次に精神保健福祉センターについては、説明の中では効率性の話だけをしたが、勿論、専門性という観点もあって、現在、専門的な精神科医を区部は中部の都立松沢病院と下谷の2カ所で持っている。医師の確保については、人事上もいろいろな配慮が必要だと聞いている。そこが区に分かれてしまうと、そういう医師を確保していくのは非常に難しいのではないかと考えている。

#### ○区側

屋外広告物の事務については、23区の区域の一体性ということで、都が一体的に処理することが望ましいということだが、実際の地域の実情は、例えば秋葉原と麹町の住宅街では、同じ区内でも全く違う。したがって、23区統一基準による屋外広告物の規制というのは、なかなか一体性だけでは説明がつかない。

また、大手町・丸の内・有楽町地域の屋外広告物をどういう取り扱いにするかということで、今、仲通りを含めて屋外広告物は一切出さないという自主規制をしている。ところが、もう少し賑わいを持たせるとか、公共空間を街の活性化に向けた使い方にできないかということで、新しい地域ルールを議論して、一定の屋外広告物について活用をしていこうではないかという動きがあり、今、都の建設局といろいろな地域ルールの策定について議論している。これは、国土交通省にも公共空間の活用ということで規制緩和の一環の中で考えたらどうだろうかという意向もあるようであり、国の意向も踏まえて、今都と議論をしている。

そういう実態があるので、23区全体を十把一絡げで一体性が必要だから、これはもう移管しない方がいいというのは、流れに逆行するのではないか。一定の統一ルールは、ルールとしておき、地域の実態ということからすると、基本的にはこの規制は区の実態に合わせた形で運営した方がいいのではないか。

#### ○区側

精神保健と精神障害者の福祉に関する事務に関して、今、障害福祉に関する法も変わってきている。障害者自立支援法なども施行され、方向としては、身体・知的・精神の障害の種別に関わらず同じように対策を強めていこうという中で、精神障害者の福祉に関する部門は、今までの特別区の取り組みとしては、ほかの障害の関係に比べてまだまだ充実しなければならない部分がある。

ただ、そういう中で、特別区としても更に充実していく方向で取り組んでいく大きな課題であり、今でも行っている相談とか、そういう事業と一体化して、精神保健、精神障害者の福祉に関するものを特別区が責任を持って担っていくという方向性がこれから求められていくのではないか。勿論、医師の確保とか専門的な部分をどうするかという課題はあるとは認識しているが、事業全体としては特別区が責任を持って担っていくという方向性が、これからの目指すべきところではないか。

#### ○都側

屋外広告物の規制に関して言えば、確かに同じ区内でも地域的な特色があるという話はそのとおりだと思うが、逆に、区境のところで道路を隔てて区が違うが、一つの商店街が形成されているところも多々ある。それは区が連携していけばいいという考えもあるが、都としては、全体的な観点から見ていきたい。現行の制度の中でも、景観法で景観行政団体になって景観計画を作って、そこで個性を発揮していくという方法もあるので、そのような現行のいろんな方法を活用しながら、都と区が適切な役割分担をしていけばいいのではないかと考えている。

次に精神保健福祉センターだが、今、福祉全体の大きな流れというのは言われたとおりだと思うが、その中にあっても、今回、精神保健福祉センターのような専門性の高い施設については、先ほど述べたように、今回の検討対象事務のほとんどは指定都市にも中核市にも下りているが、この事務だけは指定都市にしか下りていない。もともと指定都市というものも指定都市が軒を接して並んでいるという状態をあまり想定していない制度であると考えられ、東京のようなところで、指定都市程

度の規模になったとしても、それぞれ精神保健福祉センターを持つのが本当にいいのか、効率的なのか、専門性が十分確保できるのか、そんな問題があると思う。

#### ○都側

精神保健福祉センターの設置は、現在、特別区の区域には2カ所あり、精神科の医師を配置しているが、精神科の医師は不足気味であり、精神保健福祉センターに医師を配置することが非常に厳しい状況にある。ある意味で都立病院の精神科というのは懐が深いので、都立病院との人事ローテーションの中でなんとかなっているという面がある。

2カ所でもそういう状態であり、それを増やすとするとさらに困難な状況になるだろう。先ほど特別区の責任でと言われたが、趣旨としては大変いいことだと思う。ただ、率直に言って実際無理だと思う。

この項目を幾つかに分解して、その中で一定のものを担うという話なら分かるが、率直に言って精神保健福祉センターの設置については、東京都で2カ所しかないものを各区に設置するということはないだろうが、逆に現状の2カ所を特別区が共同処理するということでは、本来の事務移管の趣旨から離れてしまう。そうなると、各区に設置するとは言わないまでも、幾つかに増やしていくということなのだろうが、それは極めて困難だと思う。さらに、医師以外の専門家を確保することも困難である。もし人材は都立病院から仰ぐということを考えているなら、事務移管により都立病院との連結性が失われてしまうので、この部分については、無理ではないかと思う。また、精神障害者へのいわれなき偏見に適切に対応していくことも重要である。

#### ○区側

都側は、屋外広告物の規制に関する事務について一体的な規制が必要だというのが、現実には、一体的規制よりも数段手前の状況ではないか。現在、屋外広告物について行政の関与は、実に心細い状態だと思う。むしろ一体性を担保するというよりも、今ある屋外広告物に対して、行政が数的により多く関与していく方向を選ぶべきではないか。そう考えると特別区に事務移管することで、それが可能になるのではないか。

勿論、今のままでも努力すればそういう働きかけとか、いろいろな調査とか全部を規制の中に取り込むことは可能だろうが、各区に責任を持たせてもらえば、各区は自らの区域の問題として強い意識を持っているので、より多くの広告物にアクセスするだろう。規制の一体性も大事だが、今は行政がより多くの屋外広告物に関与していくことを優先する段階だと思う。

次に精神保健福祉センターは、確かに人材の確保などなかなか難しいことは分かるが、ただ、こういう項目の括り方なので資料にあるような都と区の評価になっている。そこで、項目をもう少し機能分化をするなど考えられないだろうか。こういう問題の立て方ではない問題の立て方があるのではないかとということも含め、今ここで結論を出すということではなく、もう一度議論できないかと思う。

#### ○区側

屋外広告物については、景観行政といった立場から規制をもっと強めていこうという区がほとんどで、今の規制を緩和する方向で進めるような区はないのではないかと思う。したがって、それぞれの地域や区の考え方もあるだろうが、がんじがらめに規制を東京都でやらなくても、一体性という観点からの心配はないと思う。

高いところから街並み見たら大変ひどい景観では問題があるということで、景観団体になるため検討を進めている区もある。一体性、一体性という話ではなかなか難しいと思う。

次に精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務についてだが、各区は知的障害や肢体不自由を対象に障害者施策をいろいろ行っているが、それと一体性の中で、精神障害というものも捉えていくことが必要ではないかと思う。そのような考え方が、精神障害者に対する偏見差別というものをなくしていける方向性ではないかと

思う。

○都側

精神障害者に対する福祉施策の充実を区が非常に力を入れていることについては、もろ手を上げて賛成する。しかし、精神保健福祉センターの利用者は、一般的な精神障害だけではなく、薬物中毒とか非常に多様である。利用者の中には指導などに従わない者もいる。そういう状況で、精神保健福祉センターの職員は、日々緊張のなかで仕事をしているのが実態である。そういった実態に責任を持って対応するためには、専門性というものを十分に配慮した上で対応しなければならないと思う。

また、特別区がこの２カ所のみで事務移管を受けたとなると、果たしてそれが本来の事務移管なのかという誇りを免れないと思う。当然、受けるからには事務の充実ということになるだろうから、その充実をどう図っていくのかということをも更

に考えてもらいたい。

次に屋外広告物については、統一性のある景観とか、広告物についてはいろいろな考え方がある。アジア的というか種々雑多なものが街の中にあることをよしとする価値観もあるし、ヨーロッパ的というか統一性のとれた街並みをよしとする考え方もある。いろいろな街並み、あるいは景観というものについての考え方がある。

そういった中で、例えば東京の中を移動する屋外広告物の規制をどうするとか、区境付近は隣の区の広告物が視界に入ってくるがその場合はどうするとか、それについてこういったものがきめの細かい対応になるのかという問題もあると思う。そういった点について議論を深めていく必要がある。

○区側

精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務については、一括りで区の役割とすることには慎重でなければならないと思う。例えば、障害には身体・知的・精神と三つあるが、精神障害について以前の行政の関わり方は、福祉の視点ではなく警察的な視点であったように思うが、最近は徐々にそれを捉え直し、福祉の視点で関わるようになってきたなどの経緯がある。先ほど都側が指摘した人材の確保なども極めて難しい問題であり、十分に時間をかけて検討する必要がある事務ではないかと思う。

座長

資料１で - 2「民生委員の推薦など民生委員に関する事務」以下、 - 13「墓地経営の許可など墓地・埋葬等の規制に関する事務」までの7項目については、前提条件はあるが、都と区の意見が一致しているので、基本的な方向付けとしては「区へ移管する方向で検討する事務」とし、 - 15「精神保健福祉センターの設置など精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務」、 - 19「条例による屋外広告物に関する規制など屋外広告物の規制に関する事務」及び - 11「（事務を特定する政令が定められていない）」の3項目については、引き続き検討すべき課題も多いということなので「移管の是非を引き続き検討する事務」としたいが、よろしいか。

〔「異議なし」との発言あり〕

（４）特別区の区域のあり方について

都側から特別区の区域のあり方について資料説明の後、検討を行った。

<都側から都側資料１「既に公表されている再編案の例」、都側資料２「主に夜間人口を対象とする行政サービスに係る各区比較（試算）」、参考「特別区の区域のあり方に関する考え方（検討の素材）」（平成20年4月24日）（平成20年4月24日開催 第11回都区のあり方検討委員会幹事会：都側資料）」の説明>

○都側

都側資料１「既に公表されている再編案の例」は、これまで特別区の再編についていろいろな議論があるが、比較的入手しやすいもの5つの概略を紹介した資料である。

まず、「東京・『6都市+自主区』まちづくり会構想」は、森記念財団が平成11年6月に公表したものであり、問題意識としてはどうしたら生活者が求めるまちづくりができるかという観点から、都市経営の母体として6つの特別市というものを作り、市民要望を具体的な形で反映させる仕組みとして「自主区」を設けるという考え方である。特別市の設置は、「効率的で安定した都市経営を進め、大都市の骨格的な都市計画を実施するには、特別区は現在よりも広い行政区画となるべきである。」ということで、6つの区域にするという中身である。

その6つにするときに、「都心・副都心から放射状に広がる各鉄道沿線別に生活行動圏を想定する。」、「現在の各区の財政格差の解消を図る。」、「行政の歴史的継続性に配慮する。」という考え方で6つの特別市というものを構想している。そして、現在の特別区の支所単位程度に「自主区」というものを設置して、市民参加によるまちづくりの計画提案というものをやっていったらどうかという提案である。

次の「東京改都」は、「中公新書ラクレ」の「東京改都」という書物に載っている案である。「東京首都特別区」はほとんど千代田区だが、その千代田区を首都特別区という形にして、それ以外の22区を17市に統廃合していくという考え方である。

次の「東京二十三区の再編」は、平成14年8月の「都政研究」に載っていた再編案であり、幾つかの目的からアプローチをして、自治体の規模がどうあるべきかを論じたものである。考え方としては、経常費用の最小化という観点から再編案を考えたらどうなるか、地域のつながりの最適化という観点から考えたらどうなるか、自治体の財政バランスという観点から考えたらどうなるか、自治体の形状の最適化という観点から考えたらどうなるかということで、幾つかのパターンが提案されている。

次の「東京都の肖像」は、元東京新聞の記者の塚田氏が書いた「東京都の肖像」という本の中で、区部再編成のA案、B案というものを提案している。A案は、一定程度の担税力とか、福祉、医療・保健、防災、都市基盤などの支出との均衡を図るために40万程度を一つの指標と考え、それをベースにしながら11区は統合し、4区は分割して、8区は現状ということで21区案というものと、各区の人口を100万人程度として、7区に再編をするという案を出している。

次に、「月刊地方財務」という雑誌に佐々木信夫氏が「構想『自治行政学』」という論文を出しており、その中で特別区の再編案を提案している。幾つかの方向性があるだろうということで、1つは、23区を8区程度に再編して、それぞれ人口100万人程度の政令指定都市にする方向があるのではないかと。また、別の方向としては、人口30万以上の区を政令指定都市並みに扱う、首都にふさわしい新たな市制度というものを導入する方向があるのではないかと。それから、その中心部には、21世紀の首都にふさわしい規模と制度を持った東京市というものを配置する考え方もあるのではないかとという考え方である。

今後、可能であれば、この中の幾つかについてケーススタディ的に幹事会で研究をしてみようということも考えられるのではないかと考えている。

都側資料2「主に夜間人口を対象とする行政サービスに係る各区比較（試算）」についてである。

本日、再配布した参考「特別区の区域のあり方に関する考え方（検討の素材）」の「区から示された参考論点」の中に、「人口の規模の小さい区は、昼間流入人口の多い区でもあり、そのため様々な行政需要がある。このことを考慮せずに、単純に住民一人あたりの決算額や職員数で比較するのは無理があるのではないかと」という指摘がある。これに対して、この参考資料の中で、様々な行政需要をお示ししてほしいと投げ掛けているが、こちらの方で、夜間人口というものに着目した場合にどうすることが考えられるだろうかとということで、用意したのが、都側資料2である。主に夜間人口を対象とした行政サービスを現在の行政サービスの中からピック

アップして、それにかかる職員数あるいは歳出額をそれぞれ人口千人当たりで割り返して試算した資料である。普通会計決算をベースにしており、非常に大雑把な試算であるが、やはり夜間人口を対象とした行政サービスというものに注目しても、規模の利益というものが傾向として見られる。

前回、A 3の資料の中で、都側から区側へ、いくつかの点について、いかが考えるのか投げ掛け、今回、その考え方を示してもらえと思っていたが、残念ながら今回示されなかったので、是非とも次回、示してほしいと考えている。

< 都側資料 1、都側資料 2、参考をもとに検討 >

座長

説明について質疑を行いたい。

○ 都側

特別区の区域のあり方については、なかなか議論がかみ合ってきていないうらみがある。区側から参考論点という形で示してもらっているが、前回、都側資料 2として提出した「特別区の区域のあり方に関する考え方（検討の素材）」の中で尋ねていることについて、是非区側の考えを聞かせてほしい。

また、主に夜間人口を対象とする行政サービスというものについても、詳しく示してもらいたい。

○ 区側

我々区側幹事は、具体的な事務配分、あるいは特別区の区域のあり方について、区長会の意見を聞きながらこの幹事会に臨んでいる。

そういう意味では、特別区の区域のあり方については、なかなか区長会での議論が深まっていない状況にあり、区側の考え方を示してほしいと言われても、区長会でもっともっと議論しないと極めて難しい。

座長

都側の要望もあったが、現時点ではなかなかそこまで行くことは難しいということで、本日は、都側の資料説明を受けたということにしたいがよろしいか。

〔「異論なし」との発言あり〕

それでは、時間も経過したので閉会したい。